

佐賀県告示第 311 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 8 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 廃止年月日 令和 2 年 5 月 31 日
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社豊麗
所在地 神崎市神埼町鶴 3625 番地 1
- 3 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービス弥生
所在地 神崎市神埼町鶴 3625 番地 1
サービスの種類 通所介護、介護予防通所介護及び第一号通所事業